

裁判員等の日当の支給基準について

平成21年3月30日刑一第000428号地方
裁判所長あて刑事局長，経理局長通達

裁判員，補充裁判員，選任予定裁判員又は裁判員候補者に支給すべき日当の額の決定の便宜を考慮し，別紙のとおり支給基準を定めましたから，参考にしてください。

ついては，各庁においてこの支給基準を参考にし，具体的な支給基準を裁判官の間において申し合わせるなどして，個々の事件における適正な日当額の決定に資するとともに，予算の執行の適正を確保するよう配慮してください。

付 記

この通達は，平成21年5月21日から実施する。

(別紙)

1. 裁判員及び補充裁判員の日当

区 分		基 準 額
執 務 時 間 等	2時間以内	4,370円以上4,710円以内
	2時間を超え4時間以内	4,710円を超え5,740円以内
	4時間を超え7時間以内	5,740円を超え8,660円以内
	7時間を超えるもの	8,660円を超え10,000円以内
専ら旅行に要した日及びその他の日		3,930円

(注)

- 1 執務時間等には，執務等が午前から午後までにわたって行われた場合におけるいわゆる昼休み時間を含むものとする。
- 2 基準額には，裁判員又は補充裁判員に選任された日における選任予定裁判員又は裁判員候補者としての日当の額を含むものとする。

2 選任予定裁判員及び裁判員候補者の日当

区 分	基 準 額
-----	-------

手 続 時 間	2時間以内	4, 3 7 0円以上4, 7 1 0円以内
	2時間を超え4時間以内	4, 7 1 0円を超え5, 7 4 0円以内
	4時間を超えるもの	5, 7 4 0円を超え8, 0 0 0円以内
専ら旅行に要した日		3, 9 3 0円

(注) 手続時間には、手続が午前から午後までにわたって行われた場合におけるいわゆる昼休み時間を含むものとする。